

九州大学附属図書館寄贈資料受入要項

平成16年4月1日
平成27年3月3日改正
館長裁定

1 目的

この要項は、本学へ寄贈される各種資料（以下、「寄贈資料」という。）の受入について定めるものとする。

2 受入

受入する寄贈資料は、次のとおりとする。

- 一 本学の教育、研究等にとって必要と認められたもの
- 二 本学の教官、研究者の著作物及び本学機関の発行したもの
- 三 資源の共有、相互利用の基本的考え方に合致するもの
- 四 各図書館の収集方針に合致するもの

3 取扱要領

この要項に定めるもののほか、寄贈資料の取扱等について必要な事項は、別に定めるものとする。

4 非受入

次の寄贈資料は原則として受入しない。

- 一 広告・宣伝を主な内容としたもの
- 二 学術的価値を認め難いもの
- 三 発行後長期経過したもので、資料的価値がないもの
- 四 汚損、破損がひどく、利用に耐えられないもの
- 五 オープンアクセスによりオンライン上での利用が可能なもの
- 六 重複資料で、利用頻度が低いもの
- 七 学術雑誌であっても、継続して寄贈されないもの
- 八 寄贈条件が認め難いもの
- 九 別に定める重複調整指針を超える部数となるもの